

○総務省令第七十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣 村上誠一郎

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前														
(用語の意義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関、電動機又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。 〔二〕六 略 (一般構造及び機能) 第三条 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。 〔一〕三 略 三の二 充電部のうち、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならないこと。 〔四〕八 略 九 可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）の乾燥質量（燃料、潤滑油、冷却水その他の液体及び電動機駆動用の蓄電池を全て取り除いた場合の総質量をいう。）は、百五十キログラム以下であること。	(用語の意義) 第二条 〔同上〕 一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関（以下「機関」という。）その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。 〔二〕六 同上 (一般構造及び機能) 第三条 〔同上〕 〔一〕三 同上 〔新設〕 〔四〕八 同上 九 可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）の乾燥質量（燃料、潤滑油、冷却水その他の液体をすべて取り除いた場合の総質量をいう。）は、ポンプの級別に応じ、次の表に掲げるとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ポンプの級別</th><th>乾燥質量（キログラム）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A―一</td><td rowspan="3">百五十以下</td></tr> <tr> <td>A―二</td></tr> <tr> <td>B―一</td></tr> <tr> <td>B―二</td><td rowspan="3">百以下</td></tr> <tr> <td>C―一</td></tr> <tr> <td>C―二</td></tr> <tr> <td>D―一</td><td>二十五以下</td></tr> <tr> <td>D―二</td><td>十五以下</td></tr> </tbody> </table>	ポンプの級別	乾燥質量（キログラム）	A―一	百五十以下	A―二	B―一	B―二	百以下	C―一	C―二	D―一	二十五以下	D―二	十五以下
ポンプの級別	乾燥質量（キログラム）														
A―一	百五十以下														
A―二															
B―一															
B―二	百以下														
C―一															
C―二															
D―一	二十五以下														
D―二	十五以下														
〔十 略〕 〔十一〕 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。 (材料)	〔十 同上〕 〔新設〕 (材料)														

第四条 動力消防ポンプの部品で次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表下欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性（引張強さ、耐力及び伸び）を有するものでなければならない。

部 品	材 料
〔略〕	〔略〕
ポンプ軸	JIS G 四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材） JIS G 四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） JIS G 四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材） JIS G 四三〇三（ステンレス鋼棒）
〔略〕	〔略〕
吸水配管及び放水配管	JIS G 三四五二（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 五五〇一（ねずみ鋳鉄品） JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

（表示）

第七条 動力消防ポンプには、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に消えないように表示しなければならない。

〔一〕六 略

六の二 可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）にあつては、質量（当該ポンプの燃料及び蓄電池の質量を含む。）

七 大容量泡放水砲用動力消防ポンプにあつては、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第六号に規定する使用圧をいう。）の下限値

八 電動機駆動用の蓄電池（蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものを除く。）を有するものにあつては、蓄電池の使用温度範囲

〔2 略〕

第四条 〔同上〕

部 品	材 料
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	JIS G 四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材） JIS G 四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）） JIS G 四〇五三（ニッケルクロム鋼鋼材及びクロムモリブデン鋼鋼材） JIS G 四三〇三（ステンレス鋼棒）
〔同上〕	〔同上〕
吸水配管及び放水配管	JIS G 三四五二（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 五五〇一（ねずみ鋳鉄品） JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管） JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

（表示）

第七条 〔同上〕

〔一〕六 同上

〔新設〕

七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の基準を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第九号に規定する使用圧をいう。）の下限値

〔新設〕

〔2 同上〕

2 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機については、前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならぬ。 一 水冷式の冷却装置は、冷却水の漏出により電気装置が濡れない構造であること。 二 電動機駆動用の蓄電池は、次に掲げるところによること。 イ 蓄電池の充電の残量を指示できる指示計が設けられていること。 ロ 蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連続放水運転ができる容量であること。 ハ 蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものにあつては、周囲の環境により機能に支障が生じないものであり、かつ、電動機の作動を妨げないものであること。	3 高電圧（作動電圧が直流電圧において六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流電圧において三十ボルトを超え千ボルト以下の電圧をいう。）の部分には感電保護のための表示を付さなければならない。 （消防ポンプ自動車のポンプ） 第八条 消防ポンプ自動車（大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車を除く。以下この章において同じ。）のポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。 「一五 略」 六 呼び水装置は、次に掲げるところによること。 「イ 略」 ロ 内燃機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。 「ハ 略」 「七 略」 （消防ポンプ自動車の機関） 第九条 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 冷却装置は、次に掲げるところによること。 イ 水冷式の冷却装置は、次によること。 (1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置が濡れない構造であること。 「(2)・(3) 略」 「ロ 略」 「二七 略」 八 内燃機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。 九 内燃機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。 十 内燃機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。	〔新設〕 （消防ポンプ自動車のポンプ） 第八条 「同上」 「一五 同上」 六 「同上」 「イ 同上」 ロ 機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。 「ハ 同上」 「七 同上」 （消防ポンプ自動車の機関） 第九条 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 「同上」 イ 「同上」 (1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置がぬれない構造であること。 「(2)・(3) 同上」 「ロ 同上」 「二七 同上」 八 機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。 九 機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。 十 機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。 〔新設〕

	と。 三 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。 四 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、第二号ロ及び前号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。 3 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第三号ニ及び前項第二号ロの規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。 (可搬消防ポンプの機関) 第十三条 可搬消防ポンプの内燃機関は、第九条第一項各号(第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 「一〇三 略」
2	可搬消防ポンプの電動機は、第九条第二項(第二号ロ、第三号及び第四号を除く。)の規定に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、この場合において第九条第二項中「前項各号(第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。)」とあるのは「前項各号(第一号イ、第二号から第七号まで及び第十号を除く。)」と読み替えるものとする。 一 電動機駆動用の蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができる量であること。 二 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。 三 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、前二号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。 3 可搬消防ポンプの機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号ハ及び前項第一号の規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。 (大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関) 第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、第九条第一項各号(第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 「一・二 略」
2	大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機は、次の各号に定めるところによる。
	(可搬消防ポンプの機関) 第十三条 可搬消防ポンプの機関は、第九条第一項各号(第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 「一〇三 同上」 〔新設〕
	(大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関) 第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、第九条各号(第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。)に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 「一・二 同上」 〔新設〕

「当該電動機については、第九条第二項各号（第二号ロを除く。）の規定を準用する。この場合において、第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」とあるのは「前項各号（第一号イ(1)及び(3)(ii)、第二号から第七号まで並びに第十号を除く。）」と読み替えるものとする。」

二 蓄電池の容量は、第三十一条第一項に規定する放水性能で二時間以上連続放水運転ができる量でなければならない。

三 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号及び前項第二号の規定については、適用しない。この場合において、第一項第二号及び前項第二号に規定する燃料タンク及び蓄電池の容量については、内燃機関及び電動機を併用することにより、第三十一条に規定する放水性能で二時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

（ポンプの放水性能試験）

第二十一条 〔略〕

〔2 略〕

三 ポンプの効率（第一項第一号の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD―一級又はD―二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

（連続放水試験）

第二十二条 〔略〕

〔2 略〕

三 内燃機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

〔一・二 略〕

〔4 略〕

五 電動機にあつては、連続放水運転中における電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

六 第二項第二号から第四号及び第六号の規定は、電動機については、適用しない。

（真空ポンプの機能試験）

第二十五条 真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の末端を塞いだ状態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大气圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達し、

〔新設〕

（ポンプの放水性能試験）

第二十一条 〔同上〕

〔2 同上〕

三 ポンプの効率（第一項の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD―一級又はD―二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

（連続放水試験）

第二十二条 〔同上〕

〔2 同上〕

三 機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

〔一・二 同上〕

〔4 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

（真空ポンプの機能試験）

第二十五条 〔同上〕

一 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の末端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大气圧の八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）に達し、かつ、真空ポン

かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

【二・三 略】

四 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の先端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

（機関の連続運転試験）

第二十七条 内燃機関（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）は、全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、気化器のガス弁開度又はスロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行つた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内燃機関の運転中において、当該機関の性能をJIS D 一〇〇一（自動車用エンジン出力試験方法）のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 内燃機関の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、当該各機関の各部分の温度が第二十二条第二項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 内燃機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、当該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をすることがないこと。

2 前項の場合において、内燃機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

【算式 略】

【算式の符号 略】

3 電動機（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項において同じ。）は全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、スロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行つた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 電動機の運転中において、当該機関の性能を電動機と制御装置とを組み合わせた状態により出力を測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 電動機の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具等の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

三 電動機の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷等が生じず、かつ、当該運転後に部品の交換をすることがないこと。

（機関の低温始動試験）

プを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

【二・三 同上】

四 ポンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の先端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセント（ポンプの級別がD―一級及びD―二級のポンプにあつては、四十二パーセント）に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

（機関の連続運転試験）

第二十七条 機関（第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）は、全負荷状態（全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、気化器のガス弁開度又はスロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行つた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 機関の運転中において、当該機関の性能をJIS D 一〇〇一（自動車用エンジン出力試験方法）のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 機関の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、当該各機関の各部分の温度が第二十二条第二項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、当該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をすることがないこと。

2 前項の場合において、機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

【算式 略】

【算式の符号 略】

【新設】

（機関の低温始動試験）

第二十八条 <u>内燃機関</u>は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始してから四十五秒以内に始動するものでなければならない。 2 前項の場合において、消防ポンプ自動車<u>の内燃機関の装備はJIS D 1001（自動車用エンジン出力試験方法）の附属装置装備条件Bによるものであり、かつ、当該機関の回転速度はJIS D 1022（自動車始動試験方法）により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。</u> 3 <u>電動機は、当該機関及び電動機駆動用の蓄電池の温度が使用温度範囲の下限値の状態において、設計された時間以内に始動するものでなければならない。</u> <u>（連続放水試験）</u> 第三十二条 <u>略</u> 〔2 略〕 3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの<u>内燃機関</u>の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。 〔4 略〕 5 <u>大容量泡放水砲用動力消防ポンプの電動機は、連続放水運転中における第二十二条第二項第一号及び第五号に掲げる部分の温度は当該各号に定める温度以下で、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。</u> <u>（真空ポンプの機能試験）</u> 第三十四条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。 一 ポンプの<u>全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセントを減じた値に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。</u> 〔一・三 略〕 四 ポンプの<u>全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセントを減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。</u> 別表（第二十一条関係） 〔表略〕 別図（第21条、第31条関係） 〔図略〕	第二十八条 <u>機関</u>は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始してから四十五秒以内に始動するものでなければならない。 2 前項の場合において、消防ポンプ自動車<u>の機関の装備はJIS D 1001（自動車用エンジン出力試験方法）の附属装置装備条件Bによるものであり、かつ、当該機関の回転速度はJIS D 1022（自動車始動試験方法）により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。</u> <u>〔新設〕</u> 〔連続放水試験〕 第三十二条 <u>同上</u> 〔2 同上〕 3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの<u>機関</u>の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。 〔4 同上〕 〔新設〕 〔真空ポンプの機能試験〕 第三十四条 <u>同上</u> 一 ポンプの<u>すべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。</u> 〔一・三 同上〕 四 ポンプの<u>すべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。</u> 別表（第十六条関係） 〔同上〕 別図（第20条、第30条関係） 〔同左〕
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。